

総務文教常任委員会記録

【所管事務調査】

令和2年8月7日

【開催日】 令和2年8月7日（金）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午後1時30分～午後2時38分

【出席委員】

委員長	河野 朋子	副委員長	伊場 勇
委員	奥 良秀	委員	笹木 慶之
委員	中岡 英二	委員	長谷川 知司
委員	山田 伸幸		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野 泰	副議長	矢田 松夫
----	------	-----	-------

【執行部出席者】

副市長	古川 博三	総務部長	川地 諭
総務部次長兼人事課長	辻村 征宏	総務課長	田尾 忠久
総務課課長補佐兼総務係長	奥田 孝則	総務課総務係主任主事	田島 正秀
総務課庁舎耐震対策室長	臼井 謙治	総務課庁舎耐震対策室長	臼井 謙治
下水道課主査	小路 弘史	建築住宅課建築係長	山本 雅之
建築住宅課建築係主任技師	長尾 祐輔	建築住宅課建築係技師	秋本 賢宏

【事務局出席者】

事務局長	尾山 邦彦	議事係長	中村 潤之介
------	-------	------	--------

【審査内容】

- 1 所管事務調査 市役所本庁舎耐震改修事業について
- 2 陳情書（深井篤農林水産課長の公務員法違反事件について）について

【会議の概要】

- 1 所管事務調査 市役所本庁舎耐震改修事業について
・市役所本庁舎耐震改修工事の進捗状況について説明があり、質疑を行った。

※記録は要点筆記にて作成

2 陳情書（深井篤農林水産課長の公務員法違反事件について）について

- ・執行部の出席を得て、質疑を行った。

※記録は全文筆記にて作成

午後 1 時 3 0 分 開会

《臼井室長から建築主体工事、機械設備工事について説明》

- ・ 2 月 6 日の委員会時点では、確認済証が下りるタイミングがずれ、工事着手がひと月以上遅れたと報告をした。遅れを挽回しようと考えていたが、お手元の工事工程表のとおり、ひと月余り遅れた状況になっている。
- ・ B 2 の資料にある計画では、6 月末時点で出来高は 4 4. 5 % と計画していたが、7 月末時点で 4 1. 2 % の出来高にとどまっていた、ひと月余り遅れた状態を示している。
- ・ 挽回できなかった理由として 2 種類あり、施工を進める中で不具合等が発見されたものと、建築主事からの指摘や仮使用申請時の新たな指摘に工事として対応しなくてはいけなくなったものがある。
- ・ 資料 2 は、建築主体工事、機械設備工事における 7 月 2 7 日時点での主な変更内容は以下のとおり。
 - ① 仮設給水については、一部を既設の給水管につないで利用する計画であったが、老朽化が著しいため、仮設給水ルートの変更を行った。
 - ② 当初設計では本館の北側に仮設便所を設置する計画であったが、受注者と協議し、工事に支障のないよう本館西側に位置を変更した。
 - ③ 仮囲いの位置を変更して売店の出入口が確保されたことから、売店北側出入口新設を取りやめた。
 - ④ 発注したキュービクルによるスラグに係る重量が上限を超えるおそれが出たため、新築別館屋上機械基礎を変更した。
 - ⑤ ダクトスペース内のコンクリートブロックの壁を耐震壁に施工し直す変更を行った。
 - ⑥ 本館内 B 階段は防火区画で防火ダンパー等の特殊な設備を要するが、天井

の空調ダクトが既設図と違う経路にあると判明したため、空調ダクトの引換えを行った。

⑦本館1階の多目的トイレ器具について、取り外して再設置する設計であったが、メーカーの保守部品がないと判明したため、大便器、給排水器具を新設に変更した。

⑧当初設計では施工性を考えて設計していたが、実際にカーペットのカタログを見ると、議場に少しふさわしくないものであったため、カーペットの仕様を変更した。

⑨議場内の松板張りを取り外したところ、吸音材が脱落していたため、それを復旧した。

⑩建築確認申請における建築主事からの指摘により、くいの本数を増加させたことと、くい工事に伴う汚泥処分が出ることによる、新館と別館の地盤改良工事を行った。

⑪そのほか、当初設計からの変更として、防災垂れ壁の設置箇所及び仕様の変更や本館と別館2階をつなぐ渡り廊下設置の取りやめなどがあつた。

《小路下水道課主査から、電気設備工事について説明》

- ・宿直室にある消防の自火報盤について、本工事の完成時には、連動操作盤を含んだ自火報盤を設置する予定であるが、それが短納期で準備できると判明したため、仮設の際に準備する予定にしていた連動操作盤をやめて、その金額分で宿直室天井の改修を行った。
- ・2階のトイレのレイアウトの変更に伴って取り除く壁の中に、電気の配線が1階の天井から3階の床にかけて設置してあったため、取り回しを変更した。
- ・放送アンプは当初、空きがあったため、別館については空きの部分を利用して設置する予定にしていたが、ワット数が不足の上、更なるワット数が別館の放送システムに必要となるため、アンプ増設工事が発生した。
- ・非常用照明について、当初は2期工事で予定していたが、全部見直す必要があるとの指摘を受け、安全確保を目的に不具合がある箇所を更新した。なお、天井部分の改築と同時に行ったほうがきれいであることもあり、この度更新した。
- ・2階の渡り廊下の設置を取りやめたため、照明の撤去を行った。

- ・本館内の防火区画を貫通している空間の箇所を、防火区画材を使ってパテ埋め作業を行った。
- ・1階の多目的トイレから呼出しがあったときには総務課で表示灯が光るが、2期工事でもう一つ多目的トイレが設置される予定であるため、その表示灯を現在と同じ箇所に増設することとした。

《臼井室長から補足説明》

- ・請負工事の契約変更は現在行っていない。変更に係る総額が今年度措置された予算の範囲内であるため、現状では問題ないと考えている。
- ・新型コロナウイルスによる請負工事への影響は以下のとおり。
 - ①トイレの部材発注が2月から3月までメーカーの受注が止まっていたため、ひと月余り影響を受けているが、工事全体の中では、遅延といった影響はない。
 - ②発注している鉄工所の職員に北九州から通勤されていた方がおられて、通勤できない時期があったため、鉄骨の納入が10日前後の影響を受けた。
 - ③鋼管ぐいの打設に伴う業者の確保でJVが苦勞された。コロナの影響については、4月7日付けで国の対応が示されているため、本工事も、当然工期に影響が出た場合は、適宜、柔軟な対応を取りたい。
- ・JVにおいては、工事に際して、屋内ではマスクの着用、検温等の健康管理の徹底、取引業者や下請に県内業者を選定する等、御協力、御配慮いただいている。
- ・トイレについては、11日に監理室検査を予定。合格したら、本館の1階から3階までのトイレと湯沸かし室の部分引渡しを受けて、早ければ12日から使用可能となる見込み。
- ・議場の改修は11月5日まで行う予定。
- ・新しい議場における空調の送風機については、1時間当たり9,600立米の送風能力があり、OA（外気）とRA（還気）の割合がおおむね一対一、つまり2分の1ぐらいの新鮮外気の取り込みが可能となる。新型コロナウイルスの流行時における換気については、3月30日付けで厚生労働省から目安となる基準が出ており、一人当たり約30立米の換気が必要ではないかと言われている。議場の収容人数からして、空調機の送風能力があれば、厚生

労働省が示している内容以上の状態を保つことができる。

- ・多種にわたる変更箇所に係る追加工事等が今後あることから、工期の延伸の必要性が出てくると思われるので、今後、JVと協議し、必要な日数、それに伴う予算措置を明らかにしていく。

【主な質疑】

中岡英二委員 電気設備工事の出来高は幾らか。

臼井総務課庁舎耐震対策室長 7月末で27%である。

伊場勇副委員長 警備員の増員を投げ掛けたが、市民からそういった声は上がっていないか。

田尾総務課長 委員から危険と言われた場所の様子を見た。確かに忙しい時間帯もあったが、警備員がいて1日中仕事があるかといえば、ほとんどないような状況でもあった。前回の委員会後にJVに相談して仮囲いを変更してもらい、正面駐車場から北側駐車場に移動するときの見通しが良くなった。このため、警備員の設置は見送った。

臼井総務課庁舎耐震対策室長 施工の状況を見て、きちんと配置している日もある。

山田伸幸委員 1か月遅れと言われたが、3月で追い付くのか。

臼井総務課庁舎耐震対策室長 先ほど申し上げた変更点に係る施工や既に施工を終えたものもあるが、恐らくJVと共通約款に基づく協議の申入れがあるであろう。受けたらしっかり検討して、必要に応じた工期の確保に応じざるを得ないであろうと考える。

河野朋子委員長 予定よりも延びると見て、間違いないか。

臼井総務課庁舎耐震対策室長 現状の見込みでは、そうである。

山田伸幸委員 本館と別館の間の渡り廊下の鉄骨は撤去するのか。

臼井総務課庁舎耐震対策室長 撤去する。

奥良秀委員 耐震工事で駐車場がかなり減っていて、確保に苦慮されているのも分かるが、止めるところがないなどの苦情がいまだにある。今後、検討してもらえるか。

田尾総務課長 北側駐車場の約12区画を確保している。また、水道局と旧保

健センターにも職員は置いており、ぎりぎりの状態ではあるが確保できている。

河野朋子委員長 今後また定期的な報告をしていただくようお願いして、本日の本件についての調査を終了する。審査内容2については、休憩後審査する。

午後2時5分 休憩

午後2時15分 再開

河野朋子委員長 それでは、委員会を再開します。審査内容2番、陳情書についてですけれども、これはもう、これまで数回、いろいろ審査を続けてきているんですが、これまでの審査の中で、ちょっと一つ、持ち越しといたしますか、そういう状態になっていることがあって、それは、深井さんの兼業の許可です。通知書の日付が3月20日になっていた件について、ここに御本人を呼びまして確認したところ、20日には出していないし、いつ出したかもちょっと記憶にはないけれども、20日以降であったということ。それから、執行部に確認しましても、それが20日ではなくそれ以降であったということが委員会の中で明らかになったわけですけれども、その後、この件についてはやはり重要なことですので、執行部としまして日付の件をどのようにその後対応されているかということ、きちんと委員会として確認しなくてはいけないということで、今日、担当部署に来ていただきました。その件について、その後の対応についてありましたら、御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

川地総務部長 地方公務員法第38条の営利企業等の従事制限に関しまして、行政処分自体には影響はしないと思われませんが、先ほど委員長も言われたとおり事務処理の仕方において、一部不適切な面が、やはりあるかなと今、私自身、思っております。その点がありますので、現在、調査を

しておるところです。その調査内容によりましては、今後、市として何らかの対応をせざるを得ないかなということもありますので、現在、慎重に調査をしている段階でして、大変申し訳ありません、まだ結果には至ってないという状況です。

河野朋子委員長 そのような回答を頂きましたが、調査中ということでは、まだ時間が掛かるということでしょうか。どうですか。

川地総務部長 内容によりましては、執行部だけの判断では行かずに、意見を聞きながら、最終的に市長の裁量による決断も必要かと思っておりますので、若干まだ時間を要すると考えております。

河野朋子委員長 そのような回答を頂きましたが、何か質疑があれば。委員の皆さん、いかがですか。

山田伸幸委員 日付のことで、やはりここは重大な問題で、下手をすると文書偽造になるかもしれません。現在、既にそのことで、ほかの職員は処分をされているという中で、明らかに証言としてもその日ではないと証言されておりますし、無理やりその日に合わせたというのがもう既にはつきりしているんですが、このことについて、既にこういった審議内容に至っているということは、市長まで伝わっているのでしょうか。

川地総務部長 総務文教常任委員会でこのような審議になっていることは御存じだと考えております。

山田伸幸委員 もう、明らかに日付が役員会の当日に合わせて作られたということでは、市長はもう既に御存じだということではよろしいんですね。

川地総務部長 はい、御存じだと思います。

中岡英二委員 深井さんから出された兼業申請書、本人に聞いてもよく分からないってことを言われたんですが、覚えてないと、そういう答弁があったと思うんですが、日付に関して。受け取った執行部の方は、多分その辺の日付っちゅうのは、記載されているか覚えているか、そういう事実もないんですか、いつ出されたっちゅう。実際に出された日にちは。

辻村総務部次長兼人事課長 実際に出された日付がいつかっていうのは、こちらとしても今時点ではちょっと分からない状況です。

中岡英二委員 先ほど言われた事務調査というのは、どのようなことをやられるおつもりですか。

川地総務部長 場合によっては私どもで聞き取りをすることも考えられますし、書類を見ていろいろ矛盾点を発見し、協議しながら、調査を進めていこうかなとは思っております。

笹木慶之委員 確認になろうと思いますが、先ほど、地方公務員法第38条について、違法性はないと言われましたが、それは間違いはないですね。

川地総務部長 文書の日付の問題がありますけども、実際に、事前に市長の協議ができておったというところもありますし、この日付変更によりまして、財産的損失ですとか不利益を被ったということも明確なものについてはないと考えておりますので、この38条自体については、影響はないと考えております。

笹木慶之委員 それに関連して、いわゆる公務員としての社会的な信頼性の問題であるとか、あるいは品位を損ねるといような関わりの部分も少しあったと思いますが、それらについても問題ないということですか。

川地総務部長 これにつきましては、信用失墜行為の問題ですとかがあります

ので、調査の段階で全くないとはちょっと言いきれないかなど。ちょっと調査をしてみないと今の段階では何とも言い切れません。

河野朋子委員長 ほかによろしいですか。現在、それに対して調査をしているという報告を受けたんですが。

山田伸幸委員 これから聞き取りを行うと先ほど言われたんですが、ということは、当時の部長なり、あるいは周辺の職員、関わっていた職員などから、まだ聞き取っていないと。自分たちの確実に言える部分だけしか今までの調査は行われていないということではよろしいのでしょうか。

川地総務部長 場合によっては聞き取るということでは、直の担当の職員については、実際に書類等もありますので、それを見ながら聞き取っていることもあります。ただ、深井氏からの直接の聞き取りは、きちんと行っている状況にはないということです。

河野朋子委員長 ほかに、よろしいですか。聞き取りに対しての質問はもういいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）では、今後それを進めていかれるということで、時期的にいつ頃っていうようなところまでは、今ここでは答弁はいかがですか。できるだけ早くというぐらいでよろしいですか。

川地総務部長 できる限り早く、結論は出していきたいなと考えております。

河野朋子委員長 それについて、この委員会できちんと報告が頂けるということでよろしいですか。

川地総務部長 調査の結果、先ほども申しあげましたように市長に裁量権がありますので、市長の裁量権の判断の中で決まったら御報告を申しあげたいと考えております。

河野朋子委員長 分かりました。今後の方向性も分かりましたが、質疑がなければ、この件について執行部には帰っていただいていると思いますが、よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、お疲れ様です。ちょっと5分間休憩します。

午後2時25分 休憩

午後2時30分 再開

河野朋子委員長 それでは、委員会を再開します。まだ不明な点がありましたので、陳情書の件について先ほど執行部に答弁していただき、今後調査を続けていくと回答を頂いたところです。そこで、参考人をお呼びしたり、陳情された本人をお呼びしたりして、いろいろ調査を進めてきておりますが、この陳情書の取扱いについて、前は、そろそろこの件について調査した結果を、それぞれ意見を出し合いながらまとめていく方向でどうでしょうかというところで終わったわけですが、先ほどの執行部の答弁も含めて、今後、取扱いをどのようにするか、各委員から意見を出していただき、まとめていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

伊場勇副委員長 委員長がおっしゃるとおり、先ほどまだ、執行部が調査し切れていない、今調査中のところがあるのと、陳情者の方から7月7日に補完資料として提出された許可申請書と許可通知書の日付の問題についてのこともしっかりと記載されておりますので、陳情者の思いを理解するのであれば、こちらもしっかりしたことを回答する文書にしっかり入れて回答を出すべきだと思いますので、もう少し時間が必要かなと感じます。継続審査をするべきだと思います。

河野朋子委員長 今、副委員長からそういった提案が出されました。今日まとめるのではなくて、執行部の調査を待って、その結果を回答の中にも入れ込むという形にしてはどうかという提案ですが。ほかの方、何か御

意見があればお願いします。

山田伸幸委員　今までかなり審査もやってまいりまして、6月議会に出されたものが、もう1か月以上たって、どういう結果が来るにせよ、それなりに皆さんの考え方がもう絞られているんじゃないかなと思うんですけども、そういう意見交換はどうでしょうか、委員同士で。

河野朋子委員長　意見交換をした上でって、どういうことですか。まとめるといいますか、もう、今日。（発言する者あり）今の副委員長の提案は、執行部の調査の内容がどうなるかによって、この回答に入れ込むことも内容が少し変わってくるので、それを待ってそういった回答にしてはどうかというようなことでしたが、それに対してはどうですか。反対、あるいは賛成。

山田伸幸委員　反対や賛成ではなくて、それぞれの委員の考え方、今までの調査をしてきて、それをそれぞれ述べておかないと、まとめにも入れないんじゃないかなと思うんです。そのことを言ったんです。

笹木慶之委員　先ほど、もう1回確認という意味で言ったんですが、やはりこの陳情者の陳情内容に的確に答えることが大事であると思います。これは事実に基づいた判断が大事であるということで、前回までの委員会の中で参考人、あるいは執行部からの聞き取りの中では、双方の言い分にそう矛盾はなかったんですよね。ところが、今日の委員会の中で新たな展開が出たと思いました。というのが、現在、聞き取り調査等を行っておるといふこと。ということは、やはりこの委員会でいろいろ審議、いわゆる意見を聴取した中でそういったものが起こったと理解していいんじゃないかなと思います。ということで、その結果に基づいて判断しないと、誤った方向に行くと思います。早く結論を出してほしいと思いますが、それを待って、委員会としてまとめるべきだと思います。

河野朋子委員長 そのような意見もありましたが、どうですか。ほかの方も御意見があればお願いします。

中岡英二委員 今日の執行部の事実調査をやはり待つて、事実をはっきりと把握して審議していけばいいと思います。陳情を出された方は急がれるかもしれないですけど、この辺はしっかりと事実を確認して、この委員会でもう1回もんで、きちんとした形で御返答するのが一番じゃないかなと思います。

河野朋子委員長 そういった意見も出されておりますが、ほかの方も、何かあれば。よろしいですか。同じですかね。山田委員が言われるように、今まで調査をいろいろしてきました。それぞれ皆さんお考えがあると思いますが、きちんと最終的な回答を陳情者に丁寧にするためにも、今日、執行部が調査を今からもうしていくということがここで明らかになりましたので、その結果もきちんと報告があると思いますので、それも含めて、これまで調査したことを最終的にはまとめていきたいと、委員長としても今、皆さんの意見をお聞きして思いました。そうは言ってもこの調査することによっていろんなことが明らかになり、執行部もそうやってきちんと対応するという一連の動きができておりますので、最後までこれをきちんと丁寧にしていこうと思います。結果を待つて、また、議論をそこでしたいと思います。よろしいですかね。そのようにさせていただきます。それでは以上で、委員会を閉会します。お疲れ様でした。

午後 2 時 3 8 分 散会

令和 2 年（2020 年）8 月 7 日

総務文教常任委員長 河野朋子